

鳥獣保護とその生息地の保護に特に必要な奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の指定が10月末に期限

概 要

- 指定場所 東京都西多摩郡奥多摩町
- 面 積 110ヘクタール
- 更新期間 R7年11月1日～R27年10月31日(20年間)
- 根拠法令 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項
- 指定目的(地区の特色)
 - ・ 奥多摩湖を囲う形で針広様々な植物が多く残存
 - ・ オシドリやカワセミを始めとする水鳥などの良好な生息地として特に重要
- 指定による制限 区域内は狩猟・開発行為禁止



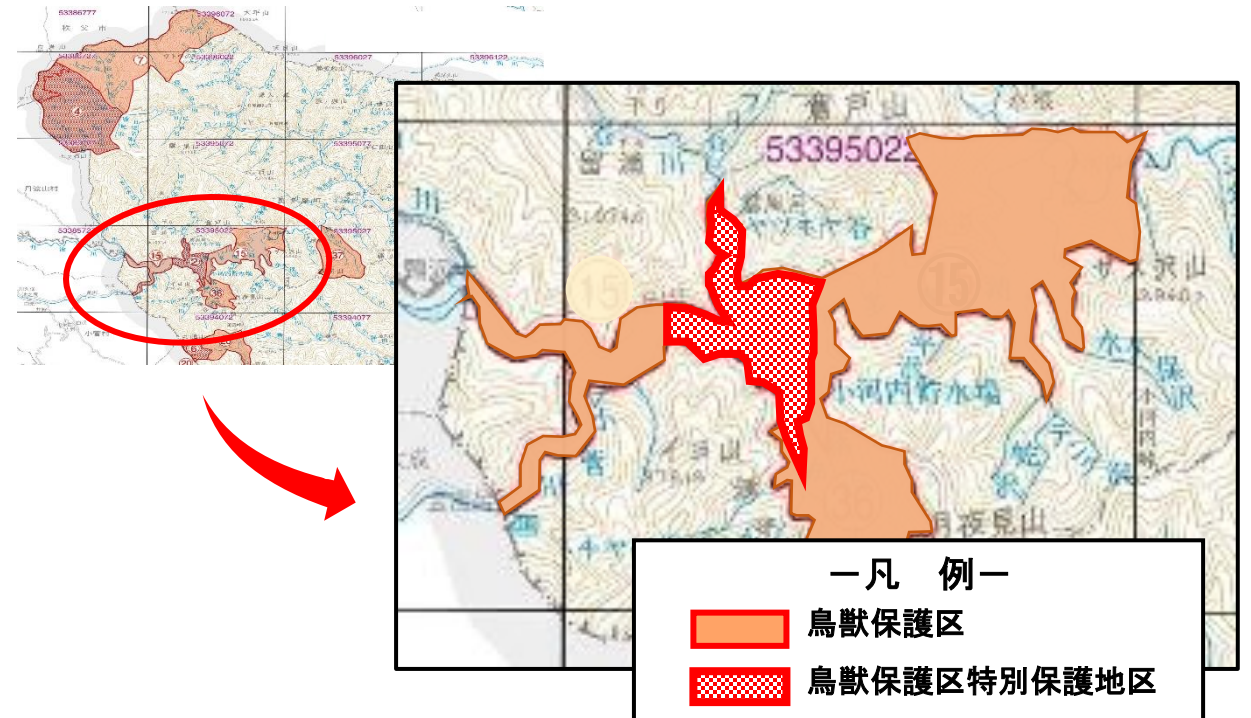
オシドリ
(出典：東京都総務局HP)



カワセミ

○保護に関する方針

- ・ 鳥獣の生息に必要な自然環境を保全
- ・ 生息及び繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る
- ・ 指定10年後に、モニタリング調査を実施

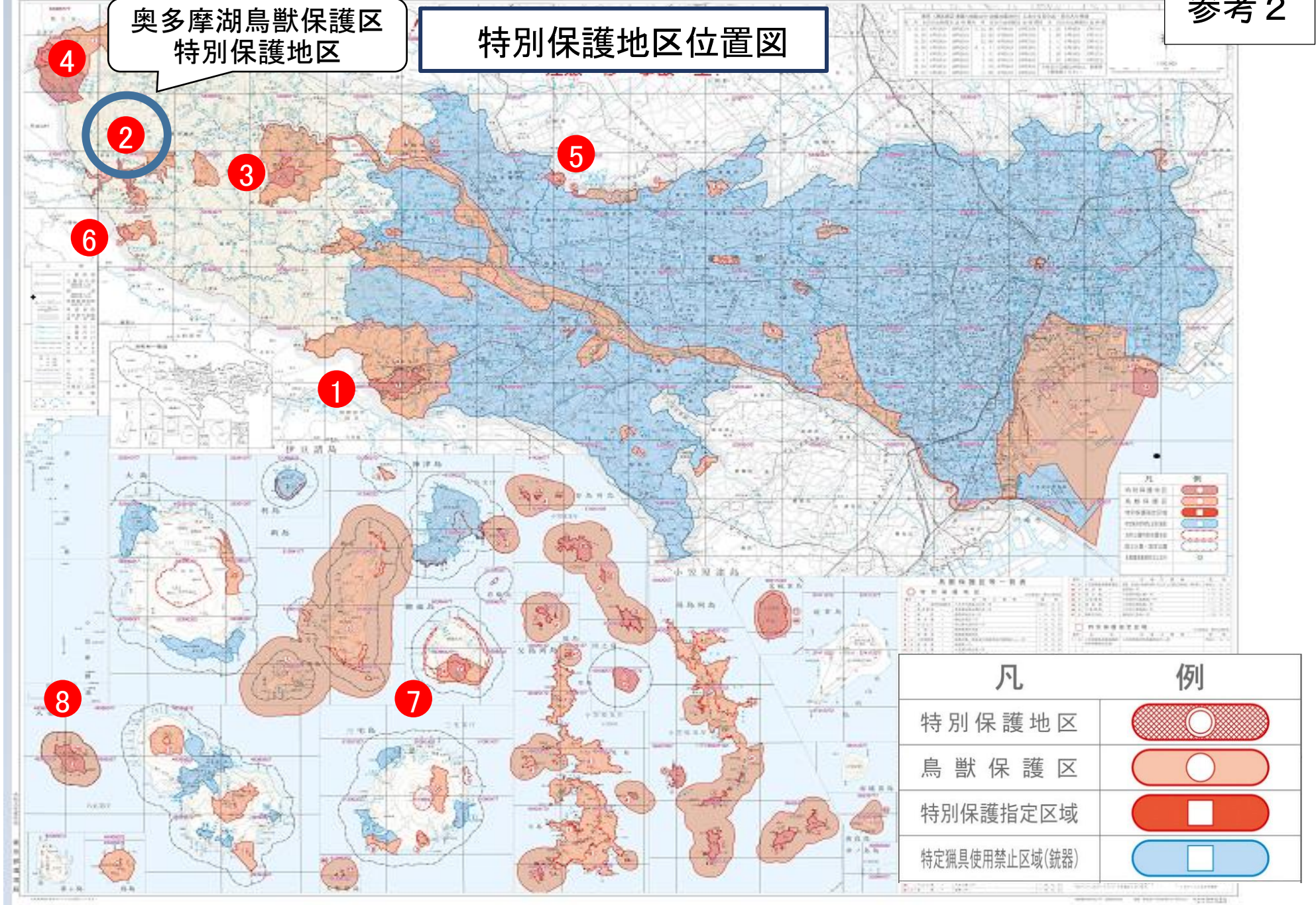


鳥獣保護区及び特別保護地区について

区域	目的	制限	審議会	指定	箇所数
鳥獣保護区	鳥獣保護	狩猟禁止	新規指定・区域拡張する際は、審議会付議	都	3 9
				国 ※	8
特別保護地区	鳥獣保護・生息地の保護	狩猟・開発行為禁止	新規指定・区域拡張・期間延長する際は、審議会付議	都	8
				国 ※	6

※国際的・全国的な鳥獣保護のため鳥獣保護管理法に基づき国が指定
 ・小笠原諸島（世界自然遺産）、葛西沖三枚洲（ラムサール条約湿地）等

番号	特別保護地区
①	高尾
②	奥多摩湖
③	御岳
④	奥多摩
⑤	村山山口
⑥	三頭山
⑦	御蔵島
⑧	八丈小島



奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ

指定計画書（素案）作成



鳥獣部会（1回目：2/4）



意見照会

公告・縦覧（6/6～6/19）



鳥獣部会（2回目：6/23）



本審議会（9/18）



環境省へ届出



指定公示

地区概要や鳥獣生息状況をまとめ、指定計画書（素案）作成

指定計画書（素案）の検討

関係地方公共団体等※へ意見照会 ⇒ **賛成**
※町、観光協会、猟友会、森林組合、野鳥の会、水道局、農協、神社

公告・縦覧（期間：14日間）⇒ **意見なし**意見照会等を踏まえ、指定計画書（素案）検討 ⇒ **承認**

鳥獣部会での結果を報告

公示しようとする30日前までに、環境省へ届出書提出

東京都広報に掲載、公示

東京都指定奥多摩湖鳥獣保護区
特別保護地区計画書
【指定】

(素 案)

令和7年 月

東 京 都

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

東京都奥多摩町大字原字ぞうざす 14 番地の 3 先のあずまトンネル東側入口を基点として、同地点から方位南を見通し奥多摩湖南岸岬奥多摩町大字川野字山なし 1474 番地先の管理道路に達し、同地点から管理道路を奥多摩湖上流に向かって進み、奥多摩町大字川野字本田 1139 番地先の岬に至り、同地点から方位北を見通し奥多摩湖北岸奥多摩町大字川野字麦山 174 番地の 1 先麦山橋東側に達し、同地点から国道 411 号線を東方に進み、奥多摩町大字川野字麦山 142 番地先に至り、同地点から小径を北方に進み、同町大字川野字いぬえ 1049 番地先を経て雲風呂橋に至る小径との交点に至り、同地点から同小径を東方に進み、雲風呂橋右岸西端に至り、同橋を渡り左岸東端に至り、同地点から小径を南東方に進み、町道小河内秩父線との交点に至り、同地点から同線を南東方に進み、国道 411 号線との交点に至り、同地点から同線を北東方に進み、坂本トンネル及びあずまトンネルを経て基点に至る線に囲まれた一円の区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地

(5) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、昭和 32 年に完成した多摩川の人造湖である奥多摩湖の中央部に位置している。湖の周囲をスギ、ヒノキ、モミ等の針葉樹林やミズナラ、コナラ、オオモミジ等の広葉樹林が囲んでおり、多種多様な鳥獣が生息あるいは一時利用している。この中には、オシドリやカワセミを始めとする水鳥や「文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）」において天然記念物に指定されているイヌワシも確認されている。

このため、当該地域を引き続き良好な鳥獣の生息環境として保全するため、法第 29 条第 1 項の特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する方針

当該区域には、奥多摩湖面に浮かぶドラムカン橋や小河内神社があるため、ハイキングなど野外活動が多い区域である。このため、鳥獣の安定的な生息に影響を及ぼすことがないように、定期的に巡視を実施し、静寂な環境の保持に努める。

また、工作物設置、水面の埋立て、木竹の伐採等の開発行為などを指導監督し、鳥獣の保護及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないように努める。

3 特別保護地区の区域に含まれる土地の地目別面積及び水面の面積

別表 1 のとおり。

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

特別保護地区を含む鳥獣保護区は東京の最西部に位置し、西端は山梨県小菅村及び丹波山村に接している。この内、特別保護地区は、鳥獣保護区の概ね中央部に位置している。また、鳥獣保護区は秩父多摩甲斐国立公園に指定され、さらに水源涵養保安林になっている。

イ 地形、地質など

特別保護地区を含む鳥獣保護区は、海拔 390 メートルより 610 メートルの間にまたがる急傾斜地及び水面で構成されている。この内、特別保護地区は海拔 390 メートルより 500 メートルの間にまたがる急傾斜地及び水面で構成されている。

また、地質は、鳥獣保護区及び特別保護地区とも主に秩父古生層で構成されている。

ウ 植生の概要

特別保護地区を含む鳥獣保護区の森林植物帯は、スギ、ヒノキ、モミ等の針葉樹林とミズナラ、コナラ、オオモミジ等の広葉樹林の植生に恵まれている。また、水面も多く鳥獣の生息に非常に適しており、その種類も極めて多いので自然環境を保全する必要がある。

エ 動物相の概要

特別保護地区を含む鳥獣保護区に生息する鳥獣の種類は豊富で、猛禽類も含めて鳥類 37

科 101 種（特定外来生物 1 科 2 種を除く）、獣類 17 科 31 種が確認されている。なお、鳥獣保護区で確認された鳥獣相の詳細については、別表 2、3 のとおり。

（2）生息する鳥獣類

別表 2、3 のとおり。

（3）当該区域の農林水産物の被害状況

多摩地域を中心に、鳥獣類による植生被害、農林業被害が発生している。特に、当該区域においては、ニホンジカによる植生被害が顕著であるため、被害状況等を監視していく必要がある。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札、案内板を設置していく。

別表 1 特別保護地区の面積内訳

◆ 形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	ha	ha	ha	110 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
— 林 野	ha	ha	ha	37 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
— 農耕地	ha	ha	ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
— 水 面	ha	ha	ha	72 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
— その他	ha	ha	ha	1 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha

◆ 所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 国有林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 林野庁所管	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 制限林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 文部科学省所管	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 国有林以外の国有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 環境省所管	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
地方公共団体所有地	0 ha	0 ha	0 ha	108 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 都道府県所有地	0 ha	0 ha	0 ha	108 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 制限林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 普通林地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 市町村所有林地等	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 制限林地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
私有地等	0 ha	0 ha	0 ha	2 ha	ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 制限林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	0 ha	0 ha	0 ha	110 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆ 他法令による区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 特別地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 普通地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
自然公園法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	110 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 特別保護地区	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 特別地域	0 ha	0 ha	0 ha	110 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
— 普通地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
文化財保護法による地域*	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

別表2 特別保護地区内に生息する鳥類リスト

No. ※1	目名	科名	種名	種の指定等の要件※2				
				I	II	III	IV	V
21	カモ	カモ	オシドリ			DD	VU	
23	カモ	カモ	トモエガモ			VU		
32	カモ	カモ	カルガモ					
33	カモ	カモ	マガモ					
35	カモ	カモ	コガモ					
39	カモ	カモ	ホシハジロ					
43	カモ	カモ	キンクロハジロ					
58	カモ	カモ	カワアイサ			VU		
63	キジ	キジ	ヤマドリ				VU	
64	キジ	キジ	キジ				NT	
69	アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ				DD	
79	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ				NT	
80	カッコウ	カッコウ	ホトトギス				NT	
82	カッコウ	カッコウ	ツツドリ				NT	
83	カッコウ	カッコウ	カッコウ				VU	
89	ハト	ハト	キジバト					
93	ハト	ハト	アオバト					
117	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ				NT	
119	カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ					
176	チドリ	シギ	ヤマシギ				VU	
190	チドリ	シギ	クサシギ					
315	カツオドリ	ウ	カワウ					
328	ペリカン	サギ	ゴイサギ				NT	
337	ペリカン	サギ	コサギ				NT	
333	ペリカン	サギ	アオサギ					
347	タカ	タカ	クマタカ		希少	EN	EN	
350	タカ	タカ	イヌワシ	天	希少	EN		
352	タカ	タカ	ツミ				NT	
353	タカ	タカ	ハイタカ			NT	VU	
354	タカ	タカ	オオタカ			NT	VU	
359	タカ	タカ	トビ					
366	タカ	タカ	ノスリ				NT	

No. ※ ¹	目名	科名	種名	種の指定等の要件※ ²				
				I	II	III	IV	V
377	フクロウ	フクロウ	フクロウ				VU	
384	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ				NT	
386	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ				EN	
390	キツツキ	キツツキ	コゲラ					
394	キツツキ	キツツキ	アカゲラ					
396	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ				NT	
399	キツツキ	キツツキ	アオゲラ					
402	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				NT	
411	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	CR	
412	スズメ	サンショウクイ	リュウキュウサンショウクイ				DD	
425	スズメ	モズ	モズ				NT	
427	スズメ	カラス	カケス					
435	スズメ	カラス	ハシボソガラス					
436	スズメ	カラス	ハシブトガラス					
440	スズメ	シジュウカラ	ヒガラ					
442	スズメ	シジュウカラ	ヤマガラ					
445	スズメ	シジュウカラ	コガラ					
447	スズメ	シジュウカラ	シジュウカラ					
456	スズメ	ヒヨドリ	ヒヨドリ					
461	スズメ	ツバメ	ツバメ					
462	スズメ	ツバメ	イワツバメ					
464	スズメ	ウグイス	ウグイス				*	
466	スズメ	ウグイス	ヤブサメ				NT	
467	スズメ	エナガ	エナガ					
476	スズメ	ムシクイ	センダイムシクイ				VU	
479	スズメ	ムシクイ	エゾムシクイ				VU	
481	スズメ	ムシクイ	メボソムシクイ				VU	
501	スズメ	メジロ	メジロ					
502	スズメ	クキイタダキ	クキイタダキ				VU	
503	スズメ	ミソサザイ	ミソサザイ					

No. ※1	目名	科名	種名	種の指定等の要件※2				
				I	II	III	IV	V
504	スズメ	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ				NT	
505	スズメ	キバシリ	キバシリ				NT	
507	スズメ	ムクドリ	ムクドリ					
514	スズメ	ツグミ	トラツグミ				NT	
517	スズメ	ツグミ	マミジロ				VU	
523	スズメ	ツグミ	クロツグミ				NT	
526	スズメ	ツグミ	シロハラ					
527	スズメ	ツグミ	アカハラ					
531	スズメ	ツグミ	ツグミ					
537	スズメ	ヒタキ	コサメビタキ				VU	
539	スズメ	ヒタキ	オオルリ				NT	
544	スズメ	ヒタキ	コルリ				EN	
545	スズメ	ヒタキ	コマドリ				VU	
550	スズメ	ヒタキ	キビタキ					
556	スズメ	ヒタキ	ルリビタキ					
561	スズメ	ヒタキ	ジョウビタキ					
564	スズメ	ヒタキ	イソヒヨドリ				DD	
573	スズメ	カワガラス	カワガラス				NT	
575	スズメ	スズメ	スズメ					
577	スズメ	イワヒバリ	イワヒバリ					
579	スズメ	イワヒバリ	カヤクグリ				NT	
584	スズメ	セキレイ	キセキレイ					
585	スズメ	セキレイ	ハクセキレイ					
586	スズメ	セキレイ	セグロセキレイ					
591	スズメ	セキレイ	ビンズイ					
597	スズメ	アトリ	アトリ					
598	スズメ	アトリ	シメ					
600	スズメ	アトリ	イカル					
602	スズメ	アトリ	ウソ				VU	
603	スズメ	アトリ	ハギマシコ				DD	

No. ※1	目名	科名	種名	種の指定等の要件※2				
				I	II	III	IV	V
606	スズメ	アトリ	ベニマシコ				NT	
608	スズメ	アトリ	カワラヒワ					
613	スズメ	アトリ	マヒワ					
618	スズメ	ホオジロ	ホオジロ				NT	
625	スズメ	ホオジロ	カシラダカ				NT	
626	スズメ	ホオジロ	ミヤマホオジロ					
633	スズメ	ホオジロ	アオジ					
634	スズメ	ホオジロ	クロジ				EN	
11	ハト	ハト	カワラバト					
25	スズメ	ソウシチョウ	ソウシチョウ					特定
26	スズメ	ソウシチョウ	ガビチョウ					特定
計	15目	38科	103種	1種	2種	8種	49種	2種

※1 「No.」及び「種名」は「日本鳥類目録改訂第8版」（令和6年9月日本鳥学会）による。

※2 種の指定等の要件

I 「文化財保護法」で定める天然記念物及び特別天然記念物

特別天然記念物：特天、天然記念物：天然

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内希少野生動植物：希少

III 「日本の絶滅のおそれのある野生生物〔鳥類〕」（環境省編 2020年）

絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅱ類：VU

準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、絶滅のおそれのある地域個体群：LP

IV 「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）－2020年見直し版－」西多摩ランク（東京都 2023年）

絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅰ類：CR+EN

絶滅危惧Ⅱ類：VU、準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、留意種：*

V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定外来生物：特定

※※調査結果は現地調査及び文献調査による。現地調査は特別保護地区内で実施。文献調査は特別保護地区の周辺を含む広域での調査結果による。

別表3 特別保護地区内に生息する獣類リスト

No. ※1	目名	科名	種名	種の指定等の要件※2				
				I	II	III	IV	V
1	真無盲腸	トガリネズミ	シントウトガリネズミ				NT	
2	真無盲腸	トガリネズミ	カワネズミ				NT	
3	真無盲腸	モグラ	ヒメヒミズ				NT	
4	真無盲腸	モグラ	ヒミズ					
5	真無盲腸	モグラ	アズマモグラ					
6	翼手	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ				NT	
7	翼手	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ				NT	
8	翼手	ヒナコウモリ	モリアブラコウモリ			VU	VU	
9	翼手	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ			VU	VU	
10	翼手	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ				NT	
11	霊長	オナガザル	ニホンザル				NT	
12	食肉	イヌ	タヌキ					
13	食肉	イヌ	アカギツネ					
14	食肉	イタチ	ニホンテン					
15	食肉	イタチ	ニホンイタチ					
16	食肉	イタチ	アナグマ					
17	食肉	クマ	ツキノワグマ				NT	
18	食肉	ジャコウネコ	ハクビシン					
19	偶蹄	イノシシ	イノシシ					
20	偶蹄	シカ	ニホンジカ					
21	偶蹄	ウシ	ニホンカモシカ	特天			VU	
22	齧歯	リス	ニホンリス					
23	齧歯	リス	ニホンモモンガ					
24	齧歯	リス	ムササビ（ホオジロムササビ）					
25	齧歯	キヌゲネズミ	ヤチネズミ				NT	
26	齧歯	キヌゲネズミ	スミスネズミ					
27	齧歯	キヌゲネズミ	ハタネズミ				*	
28	齧歯	ネズミ	アカネズミ					
29	齧歯	ネズミ	ヒメネズミ					
30	齧歯	ヤマネ	ヤマネ					
31	兎形	ウサギ	ニホンノウサギ					
計	7目	17科	31種	1種	0種	2種	13種	0種

※1 「No.」は通し番号

「種名」は「世界哺乳類標準和名リスト 2021 年度版」（日本哺乳類学会）(<https://www.mammalogy.jp/list/>)による。

※2 種の指定等の要件

I 「文化財保護法」で定める天然記念物及び特別天然記念物

特別天然記念物：特天、天然記念物：天然

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内希少野生動植物：希少

III 「日本の絶滅のおそれのある野生生物〔哺乳類〕」（環境省編 2020 年）

絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅱ類：VU

準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、絶滅のおそれのある地域個体群：LP

IV 「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）－2020 年見直し版－」西多摩ランク（東京都 2023 年）

絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅰ類：CR+EN

絶滅危惧Ⅱ類：VU、準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、留意種：*

V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定外来生物：特定

※※調査結果は現地調査及び文献調査による。現地調査は特別保護地区内で実施。文献調査は特別保護地区の周辺を含む広域での調査結果による。